

第22期第8回筑前海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和4年5月18日(水) 14:00～

2 場 所 福岡県庁4階 漁業調整委員会室

3 議 題

(1) 雑魚かご漁業の新規着業について(協議)

資料1

(2) 筑前海区漁業調整委員会指示第197号にかかる違反について(協議)

追加資料1-1

(3) 漁業権免許における手続きについて(報告)

資料2

(4) 第22期第2回響灘連合海区漁業調整委員会について(報告)

資料3

(5) 第40回日本海・九州西広域漁業調整委員会について(報告)

資料4

(6) 令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議について
(報告)

資料5

(7) 令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議について
(報告)

資料6

(8) その他

雑魚かご漁業の新規着業について

1. 申請者

北九州市漁業協同組合長浜支所 組合員 1名

2. 許可枠

雑魚かご漁業許可方針1 (1)のうち、関門地区に定める許可枠の範囲内での申請となっている。

許可枠	30隻
現許可数	28隻
今回申請	1隻
合計	29隻

3. 新規着業者の取扱い

雑魚かご漁業許可方針4のとおり

雑魚かご漁業許可方針(福岡湾以外)

1 制限措置に関する事項

(1) 許可枠及び住所要件

次表のとおり区域ごとに許可する船舶等の数の上限を設ける。漁業許可は次表に掲げる住所を有する者（漁業協同組合に加入している者については、その漁業協同組合の住所に読み替えるものとする。）に対してのみ行うこととする。

区域名	許可する船舶等の数の上限	住所要件
関門地区 (筑共第19, 20号の権利を有する漁協)	30	北九州市小倉北区
若松・戸畑地区	24	北九州市若松区、北九州市戸畑区
北九州地区	20	北九州市若松区
宗像地区	1	宗像市
福岡粕屋地区	10	福岡市 糟屋郡新宮町大字相島 糟屋郡新宮町大字新宮

(2) 操業区域 筑前海区海面

(3) 漁業時期 別表のとおり

2 許可の有効期間

5年又は一斉更新までの残存期間とする。ただし、漁業違反が多発する場合等、漁業調整のため必要な限度において、筑前海区漁業調整委員会の意見を聴いて、5年より短い期間を定めることがある。

3 条件

以下の事項及び別表のとおりとする。

- (1) 漁具の両端に所属漁業協同組合名及び船名を明記した標識を掲げなければならない。
- (2) 航路内では船舶の航行を妨げるような操業をしてはならない。（関門地区のみ）
- (3) 同時に使用するかごの個数は200個以内とし、かつ総延長は5000m以内とする。
- (4) かごの大きさは90×90×45cm以内とする。
- (5) かごの網目は14節より細目のものを使用してはならない。ただし共同漁業権漁場によって囲まれ、過去において漁業権のあった区域においては18節より細目を使用してはならない。
- (6) かご以外の漁具（筒、うけ等）を使用してはならない。

4 新規着業者に対する措置

新規着業者については、筑前海区漁業調整委員会と協議の上、許可の適否を決定する。

- 5 資源管理の状況等の報告
許可を受けた者は、毎年の漁業時期終了の翌月末日までに報告すること。

附 則
この許可方針は令和2年12月1日から施行する。

(別表略)

筑前海区漁業調整委員会指示第197号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、筑前海区における浮きを使用した釣りの制限について、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関が試験研究のために該当漁法により操業する場合は、この限りではない。

令和3年1月15日

筑前海区漁業調整委員会
会長 本田 清一郎

1 浮きを使用した釣りの禁止

次の(1)～(4)の区域において、浮きを使用した釣りを行ってはならない。ただし、いそ釣りは除く。

(1) 長間礁（筑共第5号共同漁業権漁場）

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

（世界測地系）

ア 北緯33度42.285分、東経130度 8.138分

イ 北緯33度40.800分、東経130度 9.366分

ウ 北緯33度40.764分、東経130度10.571分

エ 北緯33度42.556分、東経130度 9.268分

（日本測地系）

ア 北緯33度42.089分、東経130度 8.277分

イ 北緯33度40.603分、東経130度 9.505分

ウ 北緯33度40.567分、東経130度10.710分

エ 北緯33度42.360分、東経130度 9.407分

(2) 小呂島（筑共第7号共同漁業権漁場）

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

（世界測地系）

ア 北緯33度54.046分、東経130度 0.587分

イ 北緯33度50.778分、東経130度 0.732分

ウ 北緯33度50.753分、東経130度 3.366分

エ 北緯33度54.018分、東経130度 3.512分

（日本測地系）

ア 北緯33度53.851分、東経130度 0.725分

イ 北緯33度50.583分、東経130度 0.870分

ウ 北緯33度50.558分、東経130度 3.505分

エ 北緯33度53.823分、東経130度 3.651分

(3) 灯台瀬（筑共第4号共同漁業権漁場）

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

- ア 北緯33度39.159分、東経130度 6.264分
- イ 北緯33度38.778分、東経130度 6.687分
- ウ 北緯33度39.350分、東経130度 8.062分
- エ 北緯33度40.358分、東経130度 7.159分

(日本測地系)

- ア 北緯33度38.962分、東経130度 6.402分
- イ 北緯33度38.581分、東経130度 6.825分
- ウ 北緯33度39.153分、東経130度 8.201分
- エ 北緯33度40.162分、東経130度 7.298分

(4) 烏帽子・地の瀬 (筑共第2号共同漁業権漁場ほか)

次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

- ア 北緯33度42.614分、東経129度58.975分
- イ 北緯33度41.001分、東経129度58.410分
- ウ 北緯33度38.092分、東経130度 2.417分
- エ 北緯33度38.699分、東経130度 4.955分
- オ 北緯33度41.323分、東経130度 2.344分

(日本測地系)

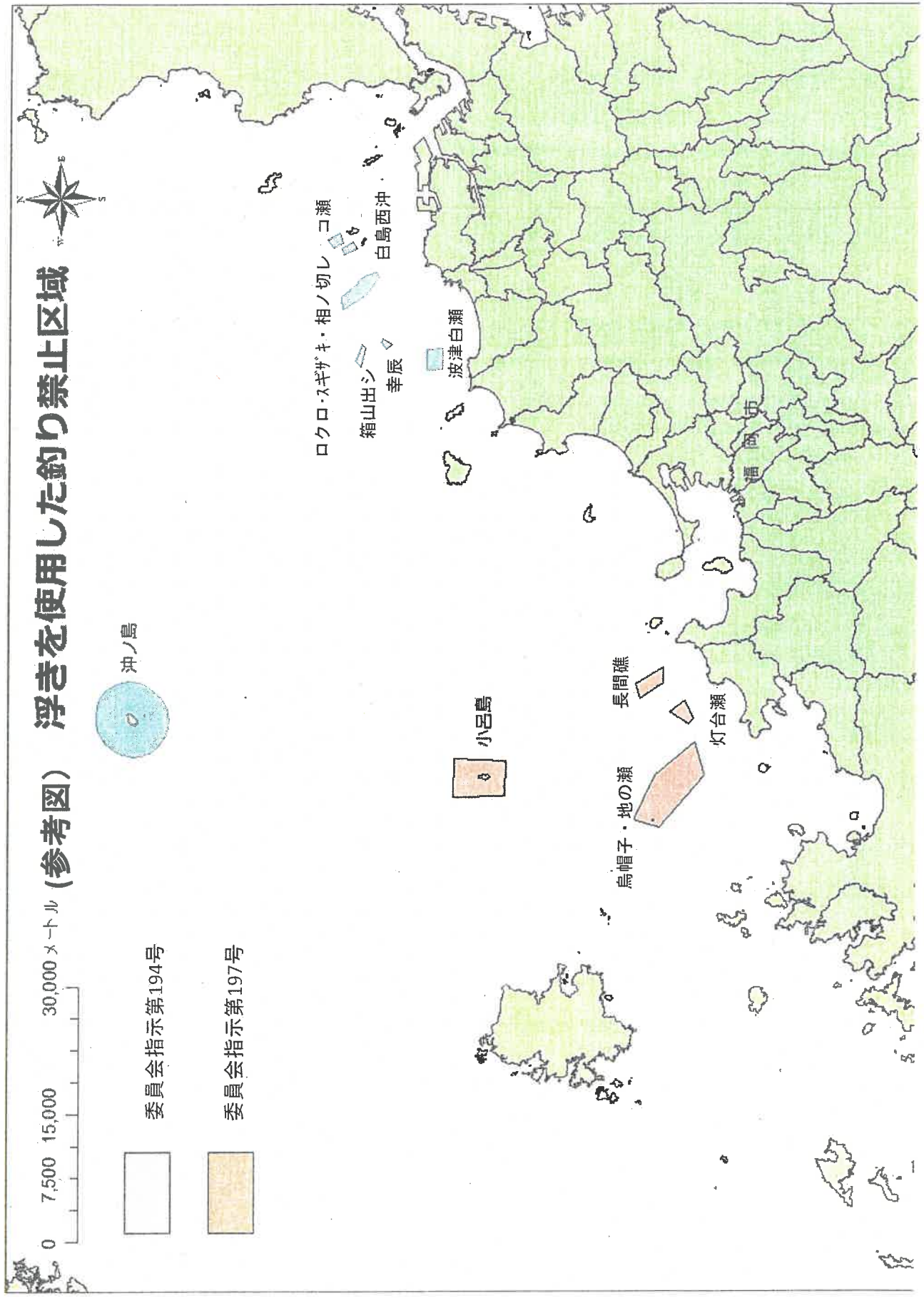
- ア 北緯33度42.418分、東経129度59.113分
- イ 北緯33度40.805分、東経129度58.548分
- ウ 北緯33度37.895分、東経130度 2.555分
- エ 北緯33度38.502分、東経130度 5.093分
- オ 北緯33度41.127分、東経130度 2.482分

2. 指示の有効期間

令和3年4月1日から令和5年9月30日まで

(参考図)

浮きを使用した釣り禁止区域

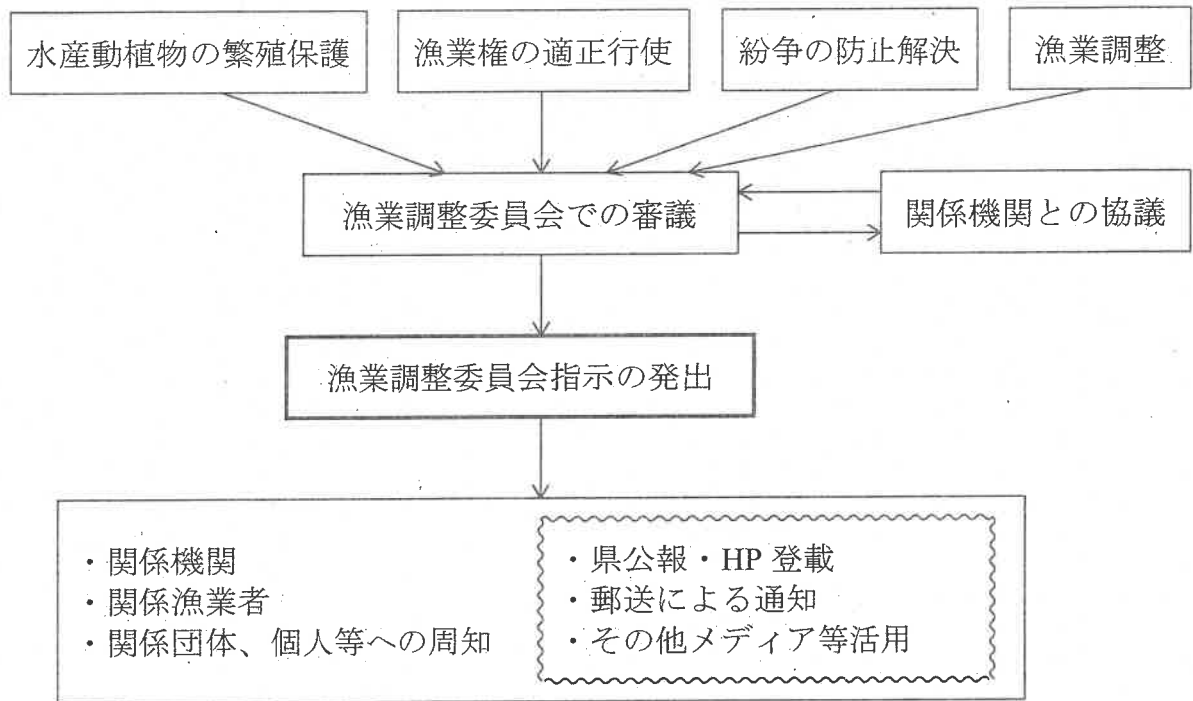


海区漁業調整委員会指示について

(漁業法120条第1項)

海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権又は入漁権の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があるときは、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。

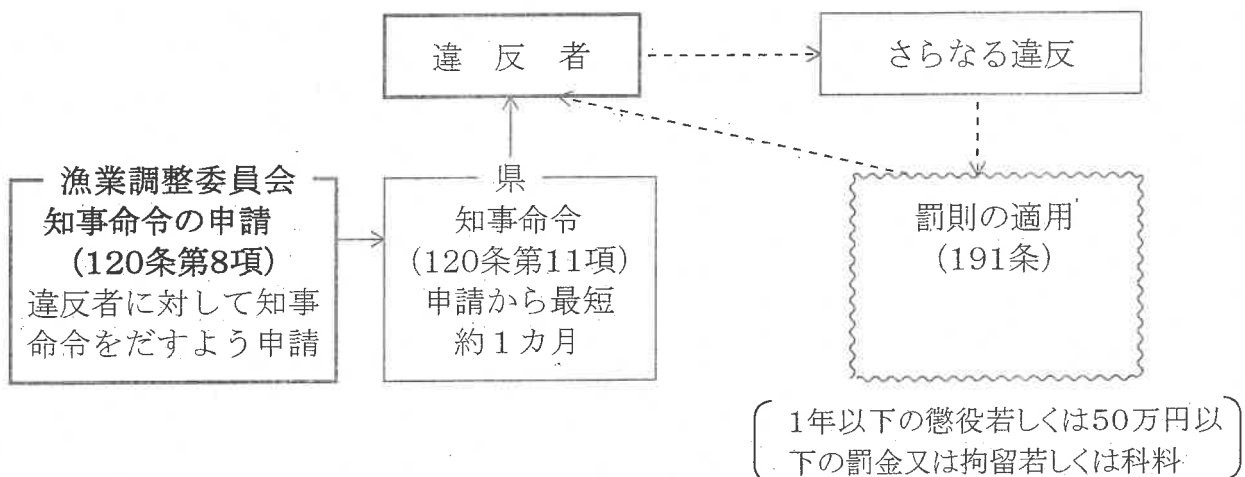
(委員会指示発動の流れ)



(委員会指示違反に対する手続きの流れ)

委員会指示違反に対する直接の罰則はなく、違反者に対して知事命令を出すことによって、この命令に従わず、再度、違反した場合に、罰則が適用される。

漁業調整委員会は、違反者に対し県が知事命令を出すよう申請することができる。



漁業法抜粋（漁業調整委員会指示の関連条項を抜粋）

（海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の指示）

第一百二十条 海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権（第六十条第一項に規定する漁業権をいう。以下同じ。）又は入漁権（同条第七項に規定する入漁権をいう。次条第一項において同じ。）の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。

（2～7略）

8 第一項の指示を受けた者がこれに従わないときは、海区漁業調整委員会は、都道府県知事に対して、その者に当該指示に従うべきことを命ずべき旨を申請することができる。

9 都道府県知事は、前項の申請を受けたときは、その申請に係る者に対して、異議があれば一定の期間内に申し出るべき旨を催告しなければならない。

10 前項の期間は、十五日を下ることができない。

11 第九項の場合において、同項の期間内に異議の申出がないとき又は異議の申出に理由がないときは、都道府県知事は、第八項の申請に係る者に対し、第一項の指示に従うべきことを命ずることができる。

第一百九十一条 第一百二十条第十一項（第二百一十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づく命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

共同・区画漁業権免許の一斉切替について

令和4年5月18日
漁業管理課 漁業調整係

<一斉切替に向けての想定スケジュール>

- 令和4年5-9月頃 【漁協・県】行使状況調査、ヒアリング等
- 9-10月頃 【県】関係者・関係機関との調整
- 11-12月頃 【県】利害関係人の意見聴取、海上保安部等との協議
- 令和5年1-2月頃 【県】利害関係人から聴いた意見に検討を加えて結果を公表
- 2-3月頃 【県】海区漁場計画の案を作成
- 3-4月頃 【県】漁業調整委員会へ海区漁場計画を諮問
- 3-4月頃 【調整委員会】公聴会を開催、県へ答申
- 5月頃 【県】海区漁場計画を公示
- 6月頃 【漁協】通常総会で免許申請を議決
- 7月頃 【県】申請内容を審査、漁業調整委員会へ免許を諮問
- 8月頃 【調整委員会】県へ免許を答申
- 9月1日 【県】申請者に免許

第22期第2回響灘連合海区漁業調整委員会

次 第

日時 令和4年3月29日(火) 14:00～

場所 下関漁港ビル 2階研修室

1. 開 会

2. 挨拶

(1) 来 賓 (水産庁 九州漁業調整事務所)

(2) 会 長

3. 議 題

第1号議案 山口、福岡両県いかつり漁業に関する覚書について

第2号議案 その他

4. 閉 会

山口、福岡両県いかつり漁業に関する覚書

山口、福岡両県の沖合海域におけるいかつり漁業の操業調整について覚書を交わし、両県いかつり漁業者の円滑な操業を図ろうとするものである。

1 目的

この覚書は山口、福岡県における許可等の適用海域で操業するいかつり漁業者が、それぞれの漁業調整規則、委員会指示あるいは許可方針等の諸規制を遵守し、秩序ある操業を確立することを目的とする。

2 基線

この覚書に定める海域を表示する基線は、次のとおりとする。

(1) A 線

北緯 34 度 2 分 37.7 秒、東経 130 度 47 分 56.5 秒（日本測地系：北緯 34 度 2 分 26 秒、東経 130 度 48 分 5 秒）の点（旧第 2 灯浮標）と福岡県宗像市沖ノ島東端とを結ぶ線のうち、B 線と交わる点（以下、「A 点」という。）以東の線

(2) B 線

福岡県宮若市犬鳴山山頂と福岡県宗像市地ノ島西端とを結ぶ線の延長線のうち、A 点以北の線

(3) C 線

北緯 34 度 2 分 37.7 秒、東経 130 度 47 分 56.5 秒の点（旧第 2 灯浮標）と福岡県宗像市沖ノ島東端とを結ぶ線のうち、A 点以西の線

(4) D 線

福岡県宗像市沖ノ島北端と長崎県対馬市長崎鼻とを結ぶ線のうち、E 線と交わる点（以下、「B 点」という。）以東の線

(5) E 線

次のイ、ロを結ぶ線の延長線のうち B 点以北の線

イ 長崎県対馬市対馬黒島灯台と福岡県宗像市沖ノ島灯台とを結ぶ線の間接点

ロ 長崎県対馬市舌埼灯台と福岡県宗像市沖ノ島灯台とを結ぶ線の間接点

3 許可等の適用海域

いかつり漁業の許可等にかかる両県知事の適用海域は、それぞれ次のとおりとする。ただし、両県適用海域が重複する海域は共通海域とし、4 の共通海域の取扱いに基づき処理するものとする。

(1) 山口県

A線、C線、D線及びE線の以東、以北の海域とする。ただし、福岡県宗像市沖ノ島の最大高潮時海岸線から3海里以内の海域を除く。

(2) 福岡県

A線及びB線の以西、以南の海域とする。

4 共通海域の取扱い

(1) 集魚灯に使用できる電球の総設備容量の上限は、45キロワットとする。ただし、山口県知事の許可を得た小型いかづり漁船がいかづり漁業の禁止区域（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第23条別表第4のいかづり漁業に係る禁止区域）以外の海域で操業する場合は、この限りではない。

(2) 山口、福岡両県のいかづり漁船の光力差により操業上の問題が生じた際は、両県は船間距離等の具体的な対策について誠意をもって協議を行うものとする。

(3) 取り締まりは両県で協調しながら行うものとし、その取り決めについては別途協議の上、定めるものとする。

5 有効期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日

この覚書の有効期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

以上のおり双方の意見の一致を見たので、本書2通を作成の上、両県でそれぞれ保有する。

令和3年3月10日

令和4年3月29日

山口県農林水産部水産振興課長

中村 圭吾

福岡県農林水産部水産局漁業管理課長

中原 亨

付 帯 事 項

令和3年3月10日

令和4年3月29日に締結された「山口、福岡両県いかつり漁業に関する覚書」4の共通海域の取扱い(3)に基づき、共通海域における漁業取り締まりに関する付帯事項として次のことを定める。

- 1 共通海域の取り締まりは、山口県及び福岡県が行う。
- 2 山口県及び福岡県の漁業者には、所属県の漁業に関する関係法令を適用し、違反者は所属県が処理する(事件引継を含む)。
- 3 山口、福岡以外の県の漁業者には、取り締まり県の漁業に関する関係法令を適用し、違反者は取り締まり県が処理する。
ただし、山口、福岡いずれかの県の許可を受けた漁業者には、許可県の関係法令を適用し、違反者は許可県が処理する(事件引継を含む)。

令和3年3月10日

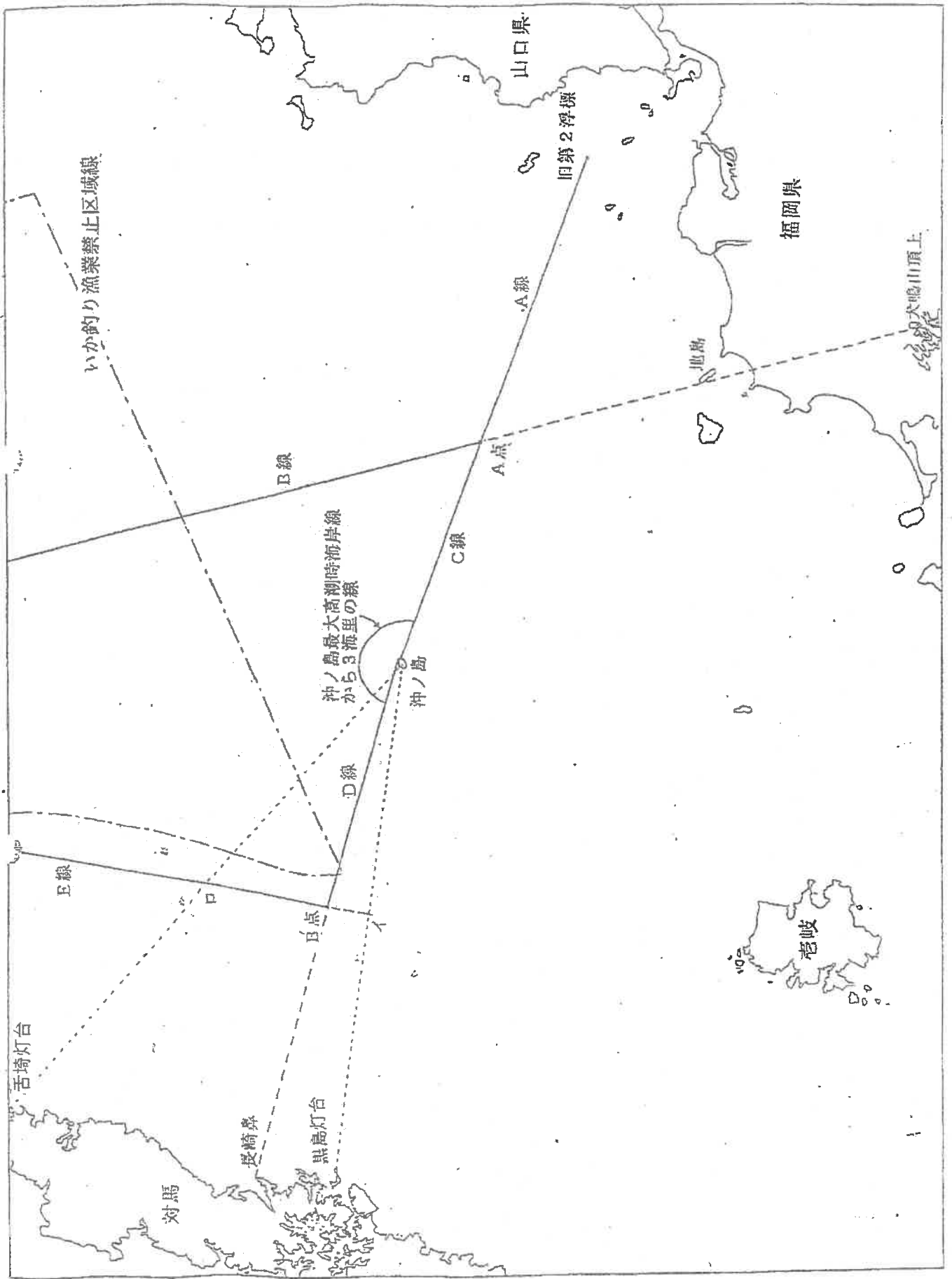
令和4年3月29日

山口県農林水産部水産振興課長

中村 圭吾

福岡県農林水産部水産局漁業管理課長

中原 亨



第40回 日本海・九州西広域漁業調整委員会

議 事 次 第

日 時：令和4年3月7日（月） 13：30～
場 所：農林水産省8階 水産庁中央会議室
（東京都千代田区霞が関1-2-1）

1 開 会

2 挨拶

3 議 題

- (1) 太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示について
- (2) 九州・山口北西海域トラフグに関する委員会指示について
- (3) 有明海ガザミに関する委員会指示について
- (4) 国が行う特定漁港漁場整備事業（フロンティア漁場整備事業）について
- (5) その他
 - ①令和4年度資源管理関係予算について
 - ②その他

4 閉 会

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 68 号（案）の概要

1. 経緯

- (1) 遊漁によるくろまぐろの採捕については、令和 3 年 3 月に発出された日本海・九州西広域漁業調整委員会指示（以下「委員会指示」という。）第 66 号に基づき、令和 3 年 6 月 1 日から、以下を義務付けた。
- ① 30 キログラム未満の小型魚の採捕禁止
 - ② 30 キログラム以上の大型魚を採捕した場合の水産庁への報告
- (2) 令和 3 年 6 月 1 日以降、当初想定していた水準を大幅に上回る採捕数量となり、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組みに支障を来すおそれがあると認めたことから、令和 3 年 7 月の委員会指示第 67 号に基づき、令和 3 年 8 月 21 日から令和 4 年 5 月 31 日までの間、遊漁による大型魚の採捕を禁止した。
- (3) 今般、上記の委員会指示の後継措置として、令和 4 年 6 月以降の遊漁によるくろまぐろの採捕に係る委員会指示を発出するもの。

2. 委員会指示第 68 号（案）の概要

(1) くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限

遊漁者による小型魚の採捕を禁止。意図せず採捕した場合は直ちに海中に放流しなければならない。

(2) くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限

ア 1 人 1 日あたり 1 尾を超えて大型魚を保持してはならない。大型魚を保持した者が別の大型魚を採捕した場合は、直ちに海中に放流しなければならない。

イ 遊漁者が大型魚を採捕した場合は、重量等を報告しなければならない。※従来の報告事項に遊漁船の情報を追加。

ウ 委員会会長は、大型魚の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組に支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、遊漁者による大型魚の採捕を禁止する旨、公示する。

※期間指定の考え方

- ・全海区における採捕数量が以下の表の上段の時期ごとに下段の数量を超えるおそれがある場合：当該時期の末日まで採捕を禁止する。

時 期	R4 年 6 月	7～8 月	9～10 月	11～12 月
数 量	10 トン	10 トン	10 トン	10 トン

- ・全海区における令和 4 年 6 月 1 日からの採捕数量の累計が概ね 40 トンを超えるおそれがある場合：令和 5 年 3 月 31 日まで採捕を禁止する。

エ 遊漁者は、ウの公示により大型魚の採捕が禁止された期間中は、大型魚を採捕してはならない。意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

(3) 指示の有効期間

令和4年6月1日から令和5年3月31日までとする。

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示 **第六十八号** (案)

漁業法 (昭和二十四年法律第二百六十七号) 第二百一十一条第一項の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろの採捕について、次のとおり指示する。

令和四年三月七日

日本海・九州西広域漁業調整委員会 会長 田中栄次

日本海・九州西広域漁業調整委員会による遊漁者のくろまぐろの採捕に係る委員会指示

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「遊漁者」 水産動植物を採捕する者であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。
 - ア 漁業者が漁業を営む場合
 - イ 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合
 - ウ 試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合
- (2) 「日本海・九州西海域」 漁業法 (昭和二十四年法律第二百六十七号) 第二百五十二条第二項及び漁業法施行令 (昭和二十五年政令第三十号) 第十六条に規定する日本海・九州西海域をいう。
- (3) 「くろまぐろ (小型魚)」 くろまぐろのうち、三十キログラム未満のものをいう。
- (4) 「くろまぐろ (大型魚)」 くろまぐろのうち、三十キログラム以上のものをいう。

2 くろまぐろ (小型魚) の採捕の制限

遊漁者は、日本海・九州西海域においてくろまぐろ (小型魚) を採捕してはならない。くろまぐろ (小型魚) を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

3 くろまぐろ (大型魚) の採捕の制限

- (1) 遊漁者は、日本海・九州西海域において採捕したくろまぐろ (大型魚) を一人一日あたり一尾を超えて保持してはならない。くろまぐろ (大型魚) を保持した者が別のくろまぐろ (大型魚) (以下「別個体」という。) を採捕した場合は、

直ちに別個体を海中に放流しなければならない。

- (2) 遊漁者は、日本海・九州西海域においてくろまぐろ（大型魚）を採捕した場合には、採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日から十日以内に、次の各号に掲げる事項を水産庁資源管理部管理調整課沿岸・遊漁室に報告しなければならない。

- ア 採捕した者の氏名、住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、電話番号及び電子メールアドレス
 イ 採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾数及び重量
 ウ 採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日
 エ 採捕した海域

オ 遊漁船を利用して採捕した場合は、その船名及び登録都道府県名

- (3) 日本海・九州西広域漁業調整委員会会長は、日本海・九州西海域における遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組に支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、日本海・九州西海域において遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する旨、公示する。

- (4) 遊漁者は、(3)の公示により、くろまぐろ（大型魚）の採捕が禁止された期間中は、日本海・九州西海域においてくろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（大型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

4 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和四年六月一日から令和五年三月三十一日までとする。

5 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 68 号に基づく遊漁者のくろまぐろの採捕の制限の違反者への対応方針（案）

令和 4 年 3 月 7 日

日本海・九州西広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示（以下「委員会指示」という。）第 68 号に基づき、委員会指示に違反した者への対応方針について、以下のとおり定める。

1. 委員会指示の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報に接した場合等においては、関係する都道府県水産部局と連携して調査・指導を行うとともに、速やかに事務局として日本海・九州西広域漁業調整委員会会長（以下「会長」という。）に報告する。

※ 必要に応じて、水産庁は関係都道府県等と連携して現地調査等を実施。

2. 会長は、上記 1 の報告を受け、必要と認めた場合、当該調査・指導を受けた者に対し、会長名による指導文書を発出し、後日、委員会に報告。

3. 上記 2 の指導を行った後に、当該指導を受けた者が指導に従わないと見込まれる場合又は、再度違反が確認された場合は、漁業法第 121 条第 4 項で準用する同法第 120 条第 8 項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請（裏付命令の申請）をする。

裏付命令の申請に係る手続は会長（又は会長職務代理）一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示(案)の概要 (九州・山口北西海域トラフグ広域資源管理関係)

1 承認制・届出制の実施

- ① 承認制対象船舶:総トン数5トン以上のとらふぐはえ縄漁船とする。
- ② 承認隻数の上限:県ごとに承認隻数の上限を定める。

[県別承認隻数上限]

県名	承認隻数上限
山口県	58隻
福岡県	86隻
佐賀県	22隻
長崎県	95隻
熊本県	1隻
広島県	9隻

- ③ 届出制対象船舶:総トン数5トン未満のとらふぐはえ縄漁船とする。

2 承認番号の表示

承認を受けた者にあつては、船舶の船橋両側の見やすい場所に承認番号を表示する。

3 操業期間の制限

海域を5つに分け、海域及び漁法ごとに休漁期間を設定する。(別紙)

4 小型魚の再放流

全長30cm以下のとらふぐを採捕したときには再放流する。

5 漁獲成績報告書の提出

操業ごとに漁獲成績報告書を記入し、承認又は届出に基づき操業した期間(令和4年9月～令和5年4月)分をまとめて令和5年4月30日までに提出する。

6 指示の有効期間

令和4年5月1日から令和5年5月31日まで

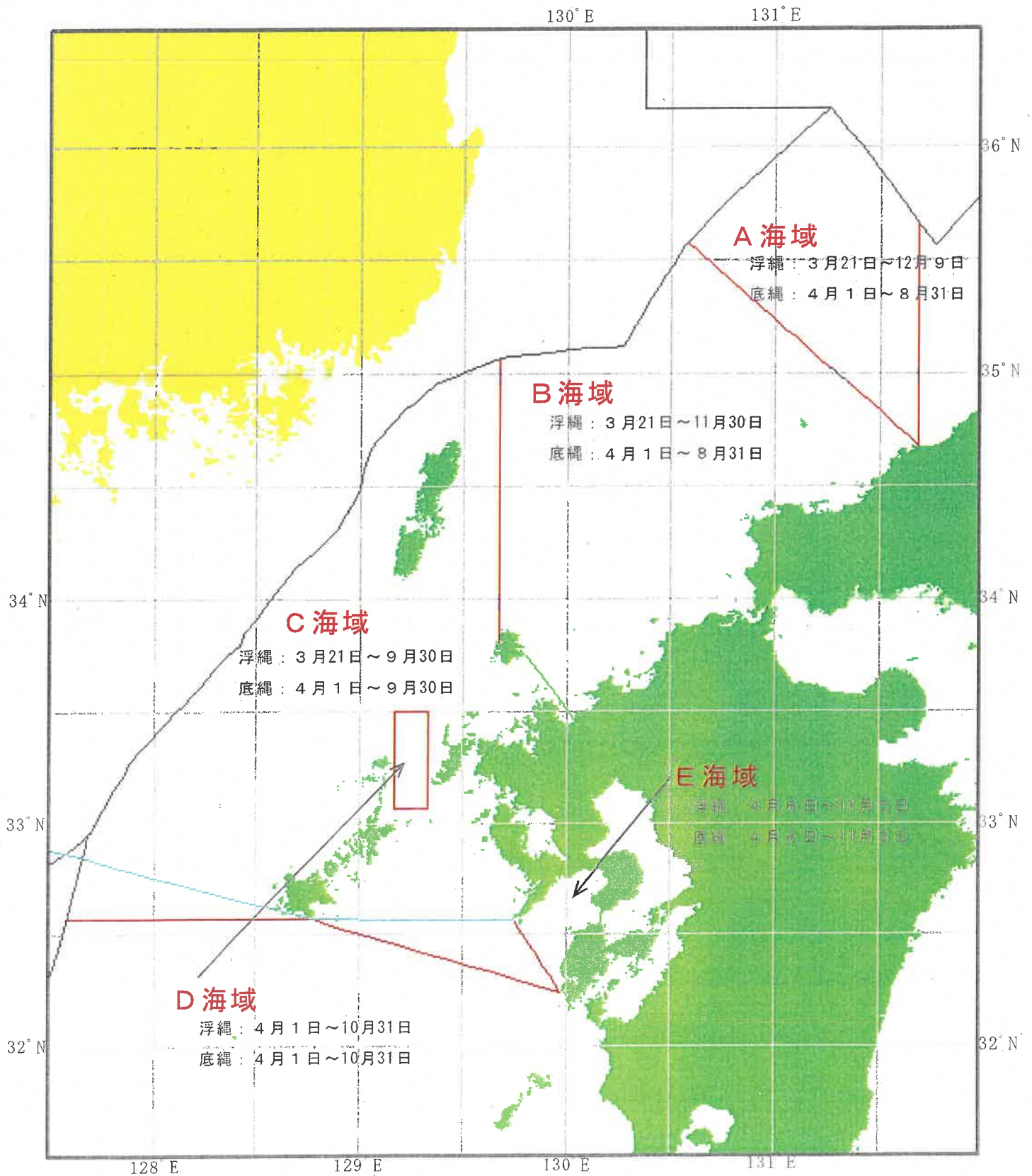
(注:承認又は届出に基づく操業期間は令和5年4月30日まで)

トラフグ広域資源管理方針に係る各海域の休漁期間

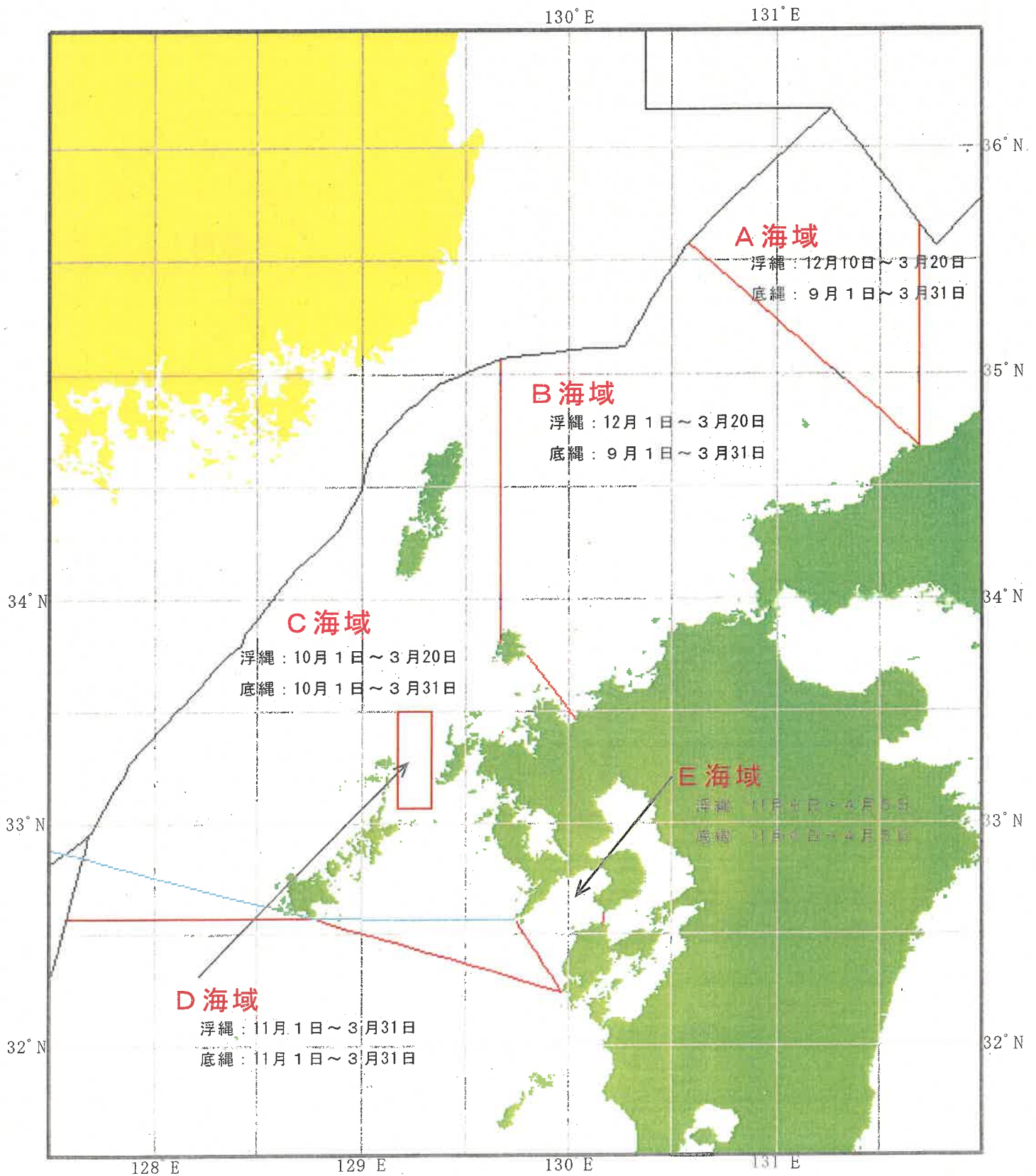
区域	漁法	令和4年				令和5年												
		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月					
(A海域) 北緯三十四度四十分四十分、三秒、東経百三十一度四十分三十五秒の点から北西の線以東の海域。	浮縄	1日									9日		21日	30日				
	底縄	1日			31日									1日	30日			
	浮縄	1日									30日		21日		30日			
	底縄	1日			31日									1日	30日			
(C海域) 規制海域のうち、A海域、B海域、D海域、E海域を除く海域。	浮縄	1日								30日			21日		30日			
	底縄	1日								30日				1日	30日			
	浮縄	1日													1日	30日		
	底縄	1日													1日	30日		
(D海域) 次に掲げる線によって囲まれた海域。 一 北緯三十三度四分の線 二 北緯三十三度三十分の線 三 東経百二十九度十分の線 四 東経百二十九度二十分の線	浮縄	1日													1日	30日		
	底縄	1日													1日	30日		
	浮縄	1日													1日	30日		
	底縄	1日													1日	30日		
(E海域) 次に掲げる直線及び陸岸によって囲まれた海域 一 長崎県長崎市権頭山三角点から同県同市大立神灯台に至る直線 二 長崎県長崎市大立神灯台から熊本県天草市魚貫崎に至る直線 三 長崎県南島原市瀬詰崎から熊本県天草市天神山に至る直線	浮縄	1日													5日		6日	30日
	底縄	1日													5日		6日	30日
	浮縄	1日																
	底縄	1日																

(概念図)

トラフグ広域資源管理方針に係る 各海域の休漁期間



トラフグ広域資源管理方針に係る 各海域の操業期間



日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第六十九号（案）

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第一項の規定に基づき、規制海域におけるとらふぐはえ縄漁業について、次のとおり指示する。

令和四年三月七日

日本海・九州西広域漁業調整委員会 会長 田中 栄次

日本海・九州西広域漁業調整委員会による九州・山口北西海域とらふぐはえ縄漁業の承認・届出及び操業期間の制限等に係る委員会指示

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「規制海域」 東経百三十一度四十一分三十五秒の線以西の海域のうち、熊本県天草市魚貫崎から長崎県五島市富江町笠山崎に至る直線、長崎県五島市富江町笠山崎正西の線及び熊本県天草市魚貫崎正東の線以北の我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く）。ただし、漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する太平洋、瀬戸内海、有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成十四年法律第二百十号）第二条に規定する有明海及び八代海を除く。
- (2) 「とらふぐはえ縄漁業」 動力漁船によりはえ縄を使用してとらふぐをとることとを目的とする漁業
- (3) 「浮縄」 とらふぐはえ縄漁業において、海中を移動するはえ縄を用いて操業する漁法
- (4) 「底縄」 とらふぐはえ縄漁業において、海中に固定するはえ縄を用いて操業する漁法

2 操業の承認

規制海域において、令和四年五月一日から令和五年四月三十日の間に総トン数五トン以上の船舶を使用してとらふぐはえ縄漁業を営もうとする者は、使用する船舶ごとに、日本海・九州西広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

3 承認隻数の上限

次の表の上欄に掲げる県ごとに、下欄に掲げる承認隻数の上限を定める。

県名	承認隻数上限
山口県	五十八隻
福岡県	八十六隻

佐賀県	二十二隻
長崎県	九十五隻
熊本県	一隻
広島県	九隻

4 承認証の交付及び備付け義務

- (1) 委員会は、2の承認をしたときは、申請者に別記様式第一号による承認証を交付する。
- (2) 前号の規定により承認証の交付を受けた者は、当該承認に係る規制海域において当該承認漁業を営む期間中、当該承認証を当該承認に係る船舶内に備え付けておかなければならない。

5 承認番号の表示

2の承認を受けた者は、当該承認に係る船舶の船橋の両側の見やすい場所に別記様式第二号により当該船舶に係る承認番号を表示しなければ、当該船舶を当該承認に係る規制海域におけるとらふぐはえ縄漁業に使用してはならない。

6 承認の取消

委員会は、2の承認を受けた者が、この指示に違反した場合は、承認を取り消すことがある。

7 操業の届出

規制海域において、総トン数五トン未満の船舶を使用してとらふぐはえ縄漁業を営もうとする者は、使用する船舶ごとに、委員会へ届け出なければならない。

8 操業期間の制限

規制海域においてとらふぐはえ縄漁業を営もうとする者は、次の表の上欄に掲げる区域においては、中欄に掲げる漁法ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内は、操業をしてはならない。

区域	漁法	期間
A 海域 北緯三十四度四十分四十秒、東経百三十一度四十一分三十五秒の点から北西の線以東の海域	浮縄	令和四年五月一日から十二月九日まで及び令和五年三月二十一日から四月三十日まで
	底縄	令和四年五月一日から八月三十一日まで及び令和五年四月一日から四月二十日まで
B 海域 次に掲げる線以東の規制海域。ただし、A 海域を除く	浮縄	令和四年五月一日から十一月三十日まで及び令和五年三月二十一日から四月三十日まで

<p>く。</p> <p>一 東経百二十九度四十分の線と長崎県壱岐市湯本湾の最大高潮時海岸線との交点（次号において「A点」という。）から正北の線</p> <p>二 A点から長崎県壱岐市筒城崎に至る直線及び長崎県壱岐市筒城崎から佐賀県唐津市神集島北端を経て佐賀県唐津市浜崎に至る直線を結んだ線</p>	底 縄	令和四年五月一日から八月三十一日まで及び令和五年四月一日から四月三十日まで
<p>C 海域</p> <p>規制海域のうち、A海域、B海域、D海域、E海域を除く海域。</p>	浮 縄	令和四年五月一日から九月三十日まで及び令和五年三月二十一日から四月三十日まで
<p>D 海域</p> <p>次に掲げる線によって囲まれた海域。</p> <p>一 北緯三十三度四分の線</p> <p>二 北緯三十三度三十分の線</p> <p>三 東経百二十九度十分の線</p> <p>四 東経百二十九度二十分の線</p>	浮 縄	令和四年五月一日から十月三十一日まで及び令和五年四月一日から四月三十日まで
<p>E 海域</p> <p>次に掲げる直線及び陸岸によって囲まれた海域。</p> <p>一 長崎県長崎市権現山三角点から同県同市大立神灯台に至る直線</p> <p>二 長崎県長崎市大立神灯台から熊本県天草市魚貫崎に至る直線</p> <p>三 長崎県南島原市瀬詰崎から熊本県天草市天神山に至る直線</p>	底 縄	令和四年五月一日から十一月五日まで及び令和五年四月六日から四月三十日まで

(表中の緯度・経度は日本測地系)

9 小型魚の再放流

とらふぐはえ縄漁業を営む者は、規制海域においては全長三十センチメートル以下のとらふぐは、直ちに放流しなければならない。

10 漁獲成績報告書

2の承認を受けた者及び7の届出をした者は、当該承認又は届出に係る漁業の漁獲成績報告書を委員会へ提出しなければならない。

11 取扱要領

この指示に定めるもののほか、操業の承認及び届出等に関する取扱いについては、委員会が別に定める。

12 指示の有効期間

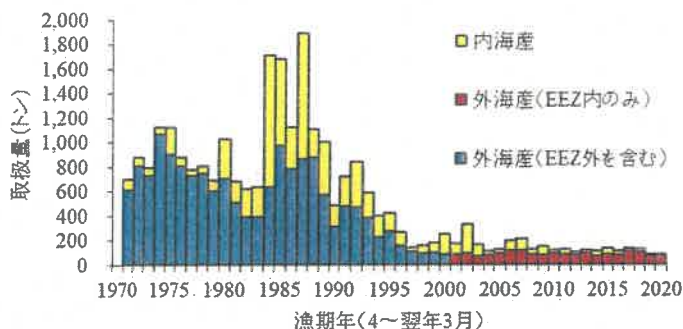
この指示の有効期間は、令和四年五月一日から令和五年五月三十一日までとする。

九州・山口北西海域トラフグ広域資源管理方針の概要

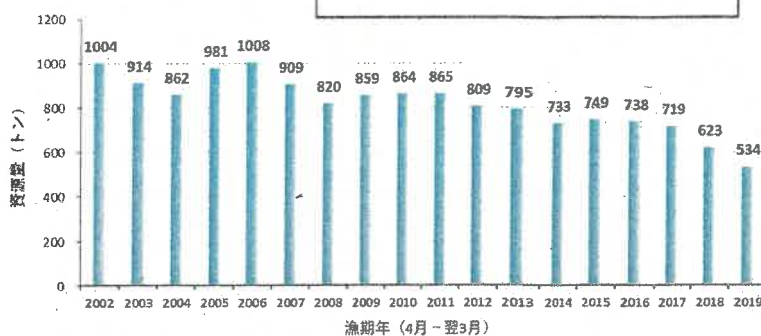
(令和3年5月1日～令和8年4月30日、必要に応じて見直し)

1. 資源の現状及び広域資源管理の必要性

- ・南風泊市場の取扱量から漁獲量の推移を推定すると、平成9年(1997年)以降極めて低水準。
- ・令和元年(2019年)の推定資源量は534トンで、資源水準は低位減少。



南風泊市場トラフグ取扱量の推移



推定資源量の推移

広域に分布・回遊するトラフグ資源の維持回復のため複数県の関係漁業者等が連携・協力する「広域資源管理」の取組が必要

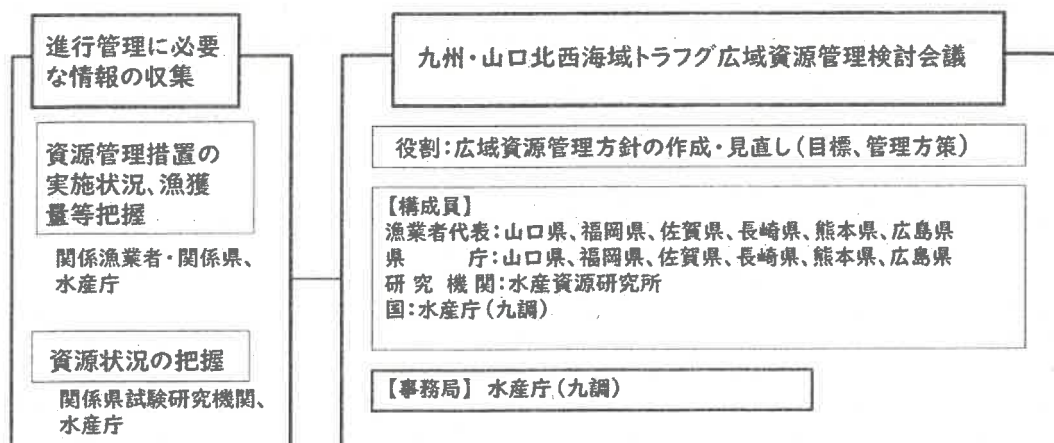
2. 資源管理方針の目標

- ・漁業経営への影響等を考慮しつつ、10年前後を一区切りとして平均資源量840トン※までの資源回復を目指す。

(※ 2017年資源評価における2007年から2016年までの平均資源量)

3. 「トラフグ広域資源管理検討会議」の設置

- ・資源状況や資源管理措置の実施状況、漁獲量等の把握を行い、広域資源管理方針の作成・見直し等を行う。



4. 広域資源管理のために講じる措置

(対象漁業: ふぐはえ縄漁業)

○漁獲努力量の削減措置

①休漁期間の設定

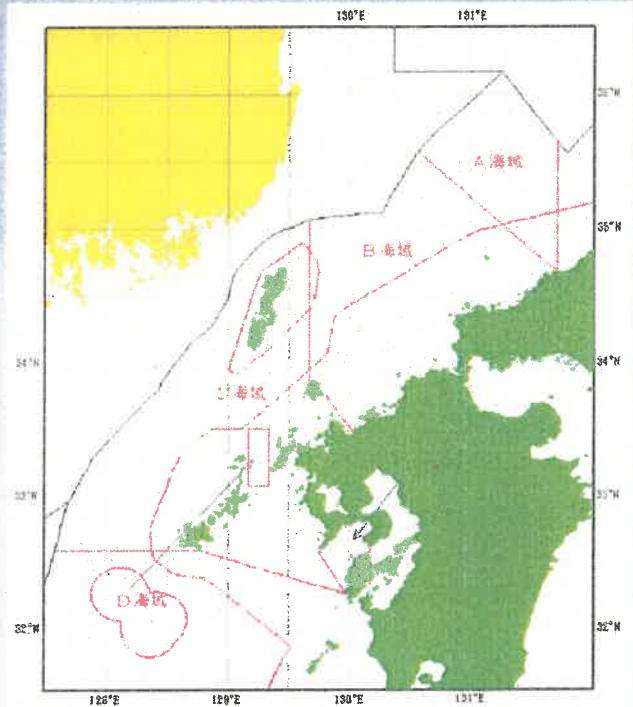
- ア. A海域 浮縄: 3月21日～12月9日
底縄: 4月1日～8月31日
- イ. B海域 浮縄: 3月21日～11月30日
底縄: 4月1日～8月31日
- ウ. C海域 浮縄: 3月21日～9月30日
底縄: 4月1日～9月30日
- エ. D海域 浮縄: 4月1日～10月31日
底縄: 4月1日～10月31日
- オ. E海域 浮縄: 4月6日～11月5日
底縄: 4月6日～11月5日

②全長制限

- ・全長30cm以下の小型魚再放流

③操業の承認及び届出

- ・5トン以上のとらふぐはえ縄漁船は承認
- ・5トン未満のとらふぐはえ縄漁船は届出



④その他自主的な措置

- ・産卵期の親魚保護等、導入可能なものから随時取り組む。
- ・卓越的発生時の緊急的な取組として、更なる漁獲努力量の抑制・削減に努める。

← 実効性を担保

広域漁業調整委員会指示

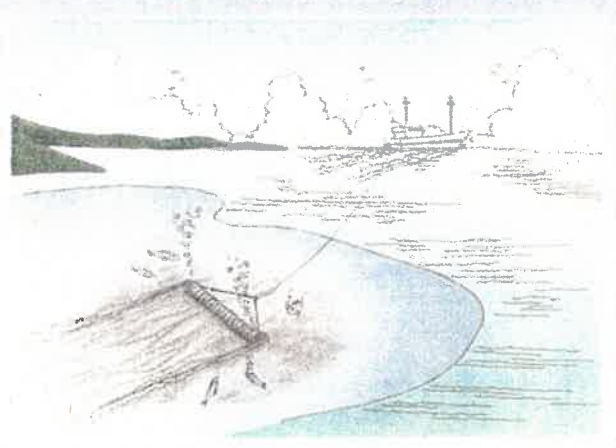
○資源の積極的培養措置

- ・適地に適正サイズの健全種苗を放流



○漁場環境保全措置

- ・海底耕耘や海底清掃等を実施



令和3年度

全国海区漁業調整委員会連合会

九州ブロック会議 議案書

令和3年11月

全国海区漁業調整委員会連合会

目 次

1	議事概要	・・・	1
2	第1号議案 令和3年度要望事項について	・・・	2
3	第2号議案 次期開催海区について	・・・	50

第 1 号議案

令和 4 年度要望事項について

第1号議案 令和4年度要望事項について

- (1) 大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定について（福岡県連合）
- (2) 大中型まき網漁業の操業禁止区域の拡大並びに適正操業の指導強化について（熊本県連合）
- (3) 大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業における操業禁止区域の見直し拡大等について（鹿児島県連合）
- (4) 日韓漁業協定におけるはえ縄漁船の操業条件について（福岡県連合）
- (5) 日中・日韓新漁業協定の発効等に伴う今後の対策等について（長崎県連合）
- (6) 日本近海における外国漁船違法操業取締の強化について（長崎県連合）
- (7) 東シナ海における漁船の安全操業確保について（熊本県連合）
- (8) 日中漁業協定等に基づく外国漁船の操業条件等の堅持について（鹿児島県連合）
- (9) 日台漁業取決めの見直しについて（継続）（沖縄）
- (10) 日中漁業協定の見直しについて（一部新規）（沖縄）
- (11) クロマグロ資源の適正利用及び零細漁業者の経営支援について（佐賀県連合）
- (12) 太平洋クロマグロの資源管理の推進について（長崎県連合）
- (13) 太平洋クロマグロの資源管理に係る運用について（宮崎）
- (14) 太平洋クロマグロの資源管理の強化に伴う経営安定対策の推進について（鹿児島県連合）
- (15) 太平洋クロマグロ（大型魚）の適正な資源管理について（継続）（沖縄）
- (16) ミニボートによる危険行為の防止について（佐賀県連合）
- (17) ミニボートによる危険行為の防止について（熊本県連合）
- (18) 海区漁業調整委員会制度について（長崎県連合）
- (19) 新たな漁業関係法令の改正について（大分）
- (20) 改正漁業法における新たな資源管理措置等について（大分）
- (21) 沿岸資源の適正な利用について（宮崎）
- (22) 水産政策の改革について（鹿児島県連合）
- (23) 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保について（熊本県連合）

要望事項（１）

福岡県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定について

内 容

本県では、沿岸漁業者の経営安定や資源保護を図るために魚礁設置等による漁場造成事業、水産資源の管理、種苗放流等による資源の維持増大及び経営の合理化等の取組を積極的に推進しております。これら施策の中で、重点的に漁場造成事業を実施している漁場は、本県の沿岸漁業者が優先して活用できる漁場であると考えております。

沖ノ島周辺の人工礁による漁場造成区域は本県の中核的な漁場であります。が、大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業可能区域と重複しているため、本県沿岸漁業者との間に競合やトラブルが多発しております。さらに、本県の基幹漁業である中型まき網漁業や2そうごち網漁業は資源保護のため3～4ヶ月の禁漁期間を設定していますが、大中型まき網漁業は周年操業となっており、沿岸漁業者から操業期間統一の強い要求があります。

大中型まき網漁業の網船に対しては、新施策として、平成25年度にVMSシステム設置が義務づけられました。しかし、船団全船への設置とはなっておらず、灯船による魚群の誘導などの手法が可能なため、違反防止対策としては十分ではありません。

上記のことから沿岸漁業の経営安定のため、現在設定されている大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定並びに違反防止対策について、次の事項を要望します。

- 1 本県沖ノ島周辺海域では大規模な漁場造成事業を実施し沿岸漁業の振興と資源の涵養を図っており、当該海域の大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域を拡大すること。
- 2 資源保護のため、大中型まき網漁業にも禁漁期間を設定すること。
- 3 大中型まき網漁業に使用する全船へVMSを設置すること。
- 4 従来からある操業禁止区域での違反操業の取締りを強化し、違反者に対する行政処分は、迅速厳正なものとするとともに、罰則の強化を図ること。

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び
禁漁期間の設定について 継 続

福岡県連合	提案海区
佐賀県連合	要望の趣旨に賛同します。
長崎県連合	貴海区の要望の趣旨に賛同する。
熊本県連合	1から4について、貴海区の要望の趣旨に賛同します。
大 分	貴海区の要望の趣旨に賛同します。
宮 崎	貴海区の趣旨に賛同しますが、大中型まき網漁業等の沖合漁業と沿岸漁業との調整問題については、事前の十分な調整による合意形成を基礎とすべきであると考えます。
鹿児島県連合	貴海区の要望の趣旨に賛同します。
沖 縄	貴海区の要望の趣旨に賛同します。

要望事項（４）

福岡県連合海区漁業調整委員会

提案議題（**要望事項**・協議事項・照会）

日韓漁業協定におけるはえ縄漁船の操業条件について

内 容

新日韓漁業協定（平成 11 年 1 月発効）では相互入漁が原則となっていますが、それ以降我が国 EEZ 内で韓国漁船による違反操業やトラブルが多発しました。

これを受け、両国漁業関係者による民間協議の結果、平成 20 年に日韓両国間の民間協定である EEZ 内漁場での操業トラブル防止策（通称「ホットライン」）が実施されたことにより、大きなトラブルの発生は減少しました。

我が国が主漁場とする海域は、韓国の様々な漁業種にとっても好漁場です。

現在、韓国との相互入漁は停止している状況ですが、相互入漁が再開された場合、我が国漁業者は韓国漁船に相当な注意を払いながら操業しなければなりません。つきましては、我が国漁業者が安心して操業できるよう、次のとおり要望いたします。

- 1 我が国の EEZ 内における韓国漁船の操業を禁止すること。
- 2 取締り強化により我が国漁船の安全操業を確保すること。

提案議題（**要望事項**・協議事項・照会）

日韓漁業協定におけるはえ縄漁船の操業条件について **継 続**

福岡県連合	提案海区
佐賀県連合	要望の趣旨に賛同します。
長崎県連合	貴海区の要望の趣旨に賛同する。
熊本県連合	1から2について、貴海区の要望の趣旨に賛同します。
大 分	貴海区の要望の趣旨に賛同します。
宮 崎	貴海区の要望の趣旨に賛同します。
鹿児島県連合	貴海区の要望の趣旨に賛同します。
沖 縄	貴海区の要望の趣旨に賛同します。

3漁調委第36号の1

令和3年11月12日

福岡県連合海区漁業調整委員会会長 様

京都海区漁業調整委員会
会長 葭矢 護

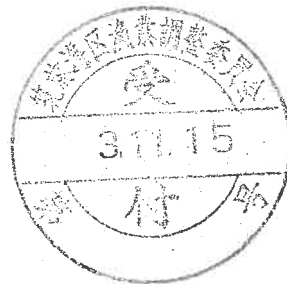
令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会

日本海ブロック会議の結果について

時下、ますます御清祥のことと存じます。

このことにつきましては、令和3年11月10日に書面による表決として、
令和3年度全国漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議を実施いたしました。

つきましては、その結果を別添のとおり報告いたします。



京都海区漁業調整委員会事務局
担当：井 上
TEL：0772-22-4438
FAX：0772-25-3289
Mail：t-inoue90@pref.kyoto.lg.jp

【資料 2】

令和4年度要望事項について

令和4年度日本海ブロック要望事項一覧

	要 望 事 項	頁
継 続	1 太平洋クロマグロの資源管理について	2
	2 海洋環境の変化・変動に対応した資源管理等の推進について	5
	3 沿岸漁業と大中型まき網漁業との調整及び制限について	6
	4 漁業法改正後の資源管理について	8
	5 外国漁船の取締強化と漁業者の安全確保について	10
	6 日韓暫定水域及び我が国排他的経済水域における漁業秩序の確立について	12
	7 北朝鮮の弾道ミサイル発射等に対する漁業者の安全確保について	14
	8 プレジャーボート利用者に対する賠償責任保険の加入の義務化について	15
	9 ミニボート利用者の資源管理と危険行為の防止について	16
	10 ミニボート等及びスピアフィッシングに対する指導強化について	18
新 規	1 遊漁者に対するルール作りと漁業との調整について	19
	2 遊漁によるくろまぐろの採捕について	20
	3 海区漁業調整委員会の運営について	21

全国海区漁業調整委員会連合会提出案

全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック
(山形、新潟県連合、富山、石川、福井、京都、
山口県日本海)

新規要望	○継続要望
<p>議 題 沿岸漁業と大中型まき網漁業との調整及び制限について</p>	
<p>提案理由、要旨等</p> <p>大中型まき網漁業は漁獲能力が高く、沿岸域、特に天然礁においては、依然として大中型まき網漁業による沿岸漁業の重要魚種であるマダイ、ブリ、アジ、サバなどの大量漁獲が頻繁に認められており、大量漁獲による魚価への影響並びに資源の悪化が懸念されている。さらに、クロマグロの資源管理の強化に伴い、今後、漁獲努力量がこれら魚種へ移行する恐れがあるため、沿岸漁業者の経営に対する影響が危惧される。沿岸の天然礁については、元来から優良漁場として利用・保護されてきており、漁業者の自主的な取組のほか、遊漁船業者・プレジャーボート遊漁者とも調整を図るなど、沿岸漁業者が資源の持続的利用に努めている。</p> <p>現在、水産政策の改革において TAC 対象魚の拡大や IQ 制度導入に伴うトン数規制の撤廃などの検討が行われているが、TAC や IQ などの資源管理制度を導入しても、操業場所が局所的に集中すれば、当該場所を操業する沿岸漁業者にとって大きな影響を受けると考えられる。</p> <p>大中型まき網漁業の操業禁止区域は設定から 50 年以上も見直しがなされておらず、一部の禁止区域が著しく狭く、沿岸漁業者との操業をめぐるトラブルが続いている。</p> <p>一方で、大中型まき網漁業の設備、漁労技術等は現在までに急速に発達し、漁獲圧は増大しており、最近では国によって、資源管理手法の抜本的な見直し等による漁船の大型化が検討されていることから、沿岸漁業者の不安はさらに高まっている。</p> <p>また、大中型まき網漁業の光力規則違反や禁止区域内における魚群探索等の違反操業の疑念が根強くあり、沿岸漁業者側には依然として大中型まき網漁業の規制強化について強い要望がある。現在、船舶位置監視システム(VMS)が全船団の網船に、さらに平成 29 年の「指定漁業の許可等の一斉更新」においては、限定的ながら付属船への VMS 設置等が義務付けされ、違反操業の抑止効果の向上が期待されている。しかしながら、VMS 設置が網船以外は限定されていることや、その運用においては、情報が取れなかった事例も発生するなど、違反操業の抑止効果には未だ疑問がある。</p> <p>については、沿岸漁業と大中型まき網漁業の調整及び天然礁周辺を中心とした沿岸漁業の重要な資源の持続的な利用を図るため、下記の事項について要望する。</p>	

記

- 1 沿岸漁業者と大中型まき網漁業者間の調整のための話し合いの場を継続的に設定し、当事者間の漁場利用に係る合意形成に向けて積極的な指導・調整を今後も継続して行うこと。特に、まき網漁船の大型化が図られる際には、水産庁として事前に沿岸漁業関係者との操業内容や条件に関する協議を行うこと
- 2 沿岸漁業の重要な漁場周辺でのまき網漁業の規制や操業海域の見直しについて、協議の場で積極的な指導・調整を行うこと。また、必要に応じて大中型まき網漁業の操業を禁止(自粛)する措置を講じるなど、沿岸漁業者の操業を確保すること
- 3 大中型まき網漁業の操業禁止区域について見直しを行うこと
- 4 沿岸漁業と大中型まき網漁業とで共通に漁獲されている沿岸漁業の重要魚種に対する適切な資源管理を講ずること。また、大中型まき網漁業に対し、日本海ブリの未成魚の漁獲を制限する措置を講ずること
- 5 大中型まき網漁業者に対して、沿岸漁業者が自主的に行っている資源管理措置を周知するとともに、当該取組みへの参画及び遵守するよう積極的に指導を行うこと
- 6 水産政策の改革において「IQの導入などの条件の整った漁業種類はトン数制限を撤廃する」との内容があるが、制度改革を進めるにあたっては事前に沿岸漁業者の十分な理解を得るとともに、沿岸漁業と競合する漁場については、入口規制も含め、沿岸漁業者に配慮したバランスの良い規制を行うこと
- 7 大中型まき網漁船の本船だけでなく、灯船等(付随する関係船舶)へのVMS設置を徹底し設置情報を公表するとともに、航海中にその作動が停止した場合は、水産庁による指導・取締りを強化しその結果を公表すること。その他、大中型まき網漁業の光力規制をはじめとした各種規制の取締強化を行うこと

全国海区漁業調整委員会連合会提出案

全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック

(新潟県連合、富山、石川、福井)

新規要望	○継続要望
<p>議 題 外国漁船の取締強化と漁業者の安全確保について</p>	
<p>提案理由、要旨等</p> <p>日本海の我が国排他的経済水域に位置する大和堆は、いか釣り漁業や底びき網漁業の好漁場となっている。</p> <p>平成 29 年 6 月以降、数百隻規模の北朝鮮籍及び近年急増する中国船籍とみられるいか刺し網漁船や虎網等の大型船により、スルメイカの無秩序な漁獲、日本漁船の近くでの操業及び漁場の違法占有等の事案が発生している。</p> <p>こうした違法な操業は依然として続いており、違法操業船の流し網により漁場に近づくことができないなど、我が国漁船の操業や航行に支障が生じている。また、急増する大型の中国漁船は漁獲量も多く、今まで以上に資源への悪影響が危惧される状況となっている。さらに温暖化等による資源への悪影響もあいまって、いか釣り漁船の経営は非常に厳しい状況となっている。</p> <p>暫定水域等においても、韓国あるいは中国漁船による違法または無許可操業のほか放置漁具により、我が国の底びき網漁業の操業に支障が出ている。</p> <p>令和 3 年度も水産庁及び海上保安庁が大和堆周辺海域に取締船等を重点的に配備し、7 月末には昨年約 1.8 倍となる延べ 564 隻の違法操業外国船に対し、放水等による退去警告を実施している等、排除に取り組まれていることから、現在まで我が国の漁船の操業に大きな支障は生じていないと聞いている。</p> <p>しかし、漁業者は引き続き大きな危険にさらされており、今後操業が制限される恐れもあることから、下記の事項について要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大和堆をはじめとした日本海の我が国排他的経済水域内において、違法操業を繰り返す外国漁船への徹底した取締りを継続し、我が国漁船の操業の機会と安全を確保するとともに漁業経営の存続支援をすること 2 大和堆の日韓暫定水域において、放置漁具による漁場の荒廃を防ぎ、安心した操業を継続するため、海底清掃に係る民間合意が滞らないよう、国が積極的に関与すること 	

3 海底清掃の実施後も回収しきれない放置漁具が漁場に残っていることから、十分回収できるよう事業を拡充すること

全国海区漁業調整委員会連合会提出案

全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック

(但馬、鳥取、島根県連合)

新規要望	○継続要望
<p>議 題 日韓暫定水域及び我が国排他的経済水域における漁業秩序の確立について</p>	
<p>提案理由、要旨等</p> <p>新日韓漁業協定の締結に伴う暫定水域の設定から 20 年以上が経過した。</p> <p>これまで、官民両面から、同水域内の操業秩序の確立に向けた交渉が続けられてきたが、韓国側に前向きな姿勢が見られず、平成 30 年以降は日韓民間漁業者間の協議も行われていないことから、民間主導による交渉はすでに限界と認識している。</p> <p>このようななか、暫定水域内での韓国漁船の漁場独占や違反操業・投棄漁具・漁具被害は改善されないどころか、年々悪質・巧妙化し、大量の密漁漁具が我が国漁業者による海底清掃により回収されている。</p> <p>我が国の漁業者においてはトラブルを避けるため暫定水域において満足に操業できない状態が続いている。操業が可能な僅かな漁場では、漁獲対象資源が枯渇し、既に漁場として機能していない現状が確認されている。国立研究開発法人水産研究・教育機構によると、暫定水域内は甲幅 90mm 以上のズワイガニが EEZ 内に比べ極端に少ないとされている。</p> <p>また、島根県隠岐郡隠岐の島町所在の竹島は歴史的にみても国際法に照らしても、我が国固有の領土であることは明白であるにも関わらず、半世紀以上に亘り韓国に不法占拠され、我が国の主権が行使できない状況にある。</p> <p>加えて、暫定水域に隣接する我が国 EEZ 内での韓国漁船の違法操業は水産庁の取締船の増配備等にもかかわらず減ることがなく、EEZ 内の資源が常に脅威にさらされていることに漁業者は大きな危惧を抱いている。</p> <p>これらのことから、日本海における漁業秩序の確立のため、領土問題を早期に解決し、排他的経済水域の境界線を画定、暫定水域を撤廃すべきであるとして、下記の事項について要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 漁業者と連携して国として毅然とした交渉を継続して竹島の領土権を早急に確立するとともに、排他的経済水域の境界線を早期に画定し、暫定水域を撤廃すること</p>	

- 2 境界線が画定するまでの間、暫定水域内での漁業秩序及び資源管理方策を早急に確立すること。併せて、漁場交代利用及び海底清掃について、国が調整すること
- 3 取締船の常時配備や緊急連絡体制の整備など必要な措置を講じ、引き続き外国漁船の無秩序な違法操業の取締り強化を行うとともに、根絶のための抜本的な対策を行うこと
- 4 国は韓国政府に対し、暫定水域内での操業秩序や操業ルールを厳守させるよう要請し、暫定水域内の資源の状態及び韓国漁船の操業実態を適確に把握すること
- 5 影響を受けている漁業者に対する支援事業を継続するため、十分な予算を確保するとともに、特に投棄漁具の回収では、実施時期の見直しや情勢に合わせた柔軟な運用により効果を高めるなど効率的な実施できるよう事業の拡充を行うこと

